

汚染の除去等の措置を講ずる者に対する助成金の交付について

汚染の除去等の措置を講ずる者に対しては、土壤汚染対策基金により助成金を交付することとされている。

この土壤汚染対策基金の活用については、「今後の土壤汚染対策の在り方について」（平成20年12月19日中央環境審議会答申）により、以下のとおり指摘されているところである。

---「今後の土壤汚染対策の在り方について」より-----

4 その他

(3) 対策の促進・支援等

③ 土壤汚染対策基金の活用について

法に基づく土壤汚染対策を円滑に進めるため、土壤汚染対策基金が設けられている（法第22条）。現在、法第7条に基づく措置命令が、汚染原因者が不明等の場合であって、その土壤汚染により周辺住民の健康への被害が生じるおそれがあるため土地の所有者等に命じられ、その土地の所有者等の負担能力に限られる場合、基金から地方公共団体に助成を行うこととされている。2（1）にあるように健康被害のおそれがあるため必要な対策を公示することとなれば、法第7条に基づく措置命令が発せられなくても土地所有者等が2（1）①イの区域の公示に併せて公示された必要とされる土壤汚染対策を講じる場合であれば、基金による助成対象とすることを検討すべきである。

その際、土壤汚染対策基金の活用に関する地方公共団体の助成制度の整備が望まれる。

また、汚染原因者については、現在のところ助成対象となっていないが、公害分野においては汚染者負担が原則であり、未然防止のために大きな役割を果たしていることも踏まえつつ、汚染原因者についても健康被害のおそれが切迫しているなどの一定の条件の下で助成が可能かどうか、その是非も含めて検討すべきである。

この答申を踏まえ、土壤汚染対策基金による助成金の交付について定める土壤汚染対策法施行令第8条第1項を以下のとおり改正することとする。

- ・ 現行法第7条第1項の措置命令の対象となる土地が法改正後における要措置区域に相当することから、助成金の交付対象に係る要件のうち、「法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」とする部分を、改正後の法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者に改めることとする。